

令和元年10月1日から

0歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担を無償化しています

就学前の障がいのある子どもを支援するため、
下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

※ 保育所等訪問支援以外の3種類については、就学前の障がいのある子どもの利用者負担を守口市独自施策により従前から無償化しております。

対象となる子ども

- ・ 3歳から5歳まで(満3歳になって初めての4月1日から3年間)
→国施策により無償化されます。新たな手続きは必要ありません。
- ・ 3歳未満
→守口市独自施策により無償化されます。

「児童発達支援等利用者負担給付金支給申請」が必要です。

※ただし、今回無償化以前に申請手続きをされている方については、給付金の支給対象期間内において無償化対象となるための別途申請手続きは不要です。

(具体的な対象者の例)

時 期	【3歳から5歳まで】対象者の生年月日	【3歳未満】対象者の生年月日
2019年10月1日～ 2020年3月31日	2013年4月2日～2016年4月1日まで	2016年4月2日より後
2020年4月1日～ 2021年3月31日	2014年4月2日～2017年4月1日まで	2017年4月2日より後

※ 特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても、無償化されます。(3歳未満は、守口市独自施策による無償化、3歳から5歳までは、国施策による無償化です。)

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※ ご利用の障がい児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：守口市 健康福祉部障がい福祉課

TEL:06-6992-1635